

ひとりある老後を

農業者年金に加入しよう！

◆農業者年金とは

農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図ると共に、保険料助成を通じて、農業の担い手を確保する目的を併せ持つ、農業者のための年金です。

◆加入要件

加入には次の三つの条件を全て満たしている必要があります。

- ・国民年金の第1号被保険者である

- ・年間60日以上農業に従事している

- ・60歳未満である

これらの条件を満たす方なら加入・脱退・再加入も自由です。

※ただし、国民年金基金の年金に加入している方は加入できません。(脱退する必要があります)

◆特徴とメリット

①積み立て方式

旧制度の反省から平成13年度に制度改正し、自分が積み立てた保険料と、その運用実績により将来受け取る年金額が決まる積み立て方式(確定拠出型)に生まれ変わりました。加入者や受給者の数に影響されない安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることもありません。

②終身年金/さらに80歳までに死亡した場合一時金を支給
農業者年金は65歳から生涯支給されます。また、加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった年金(老齢年金)が死亡一時金としてご遺族に支給されます。

③公的年金ならではの優遇措置
支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象になり、下の表の通り所得税・住民税の節税になります。

④保険料の額は自由決定
自分が必要とする年金額の目標に向けて、月額2万円〜6万7000円の間で1000円単位で自由に決められます。また、農業経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直すことができま

す。



●農業者年金とその他の確定拠出年金(個人型)の主な違い

	農業者年金	その他の確定拠出型年金(個人型) (イデコなど)
運用は?	農業者年金基金が一元的に運用	加入者が運用商品を選択
解約は?	任意脱退はいつでも可能	原則、途中脱退はできない(農業者年金に加入すれば強制脱退)
年金は?	終身年金	5~20年の有期年金(一部終身)
積立が元本割れになった場合は?	65歳裁定時に元本割れしていた場合にマイナス分を補う危険準備金(付利準備金)の仕組みがある	元本割れした場合の措置なし
事務費負担は?	事務経費(人件費や施設費など)は国が支出	事務経費は掛け金から支出(加入者負担)
節税メリットの社会保険控除料は?	その年に払った保険料が「社会保険料控除」の対象となる(所得税法第74条)	その年に支払った掛け金が「小規模企業共済等掛金控除」の対象となる(所得税法第75条)

⑤農業の担い手に手厚い支援
認定農業者など一定の要件を満たす方は、保険料の一部について国から助成を受けられます。

詳しくは、田原市農業委員会事務局またはJA愛知みなみ総務課(☎34・0373)へお問い合わせください。

(農業者の老後に備える農業者年金制度と加入推進 平成30年度版より)